

日本獣医師会小動物臨床部会  
小動物臨床委員会報告

## 小動物医療提供体制の整備に向けて

平成23年6月

社団法人 日本獣医師会

# 目 次

1 はじめに .....	1
2 卒後臨床研修の円滑な推進に向けた 研修プログラムの在り方（中間報告） .....	4
(1)現状と課題	
(2)今後の対応の方向	
3 小動物臨床における安楽死処置の在り方 (申し送り事項) .....	11
(1)現状と課題	
(2)今後の対応の方向	
4 さ い ご に .....	12

# 小動物医療提供体制の整備に向けて

## 1 はじめに

近年、いわゆる“ペットブーム”がマスメディアなどでも取り上げられることに象徴されるように、我が国における家庭動物の飼育はより一般化しつつある。一方で飼育者の生活スタイルに応じた飼育形態の多様化に伴い、小動物医療に求められるニーズもまた多様化している。動物の診療を通じて飼育者とそれを取り巻く地域社会の生活の質の維持・向上に貢献する小動物診療獣医師にとって、診療の質の向上をもって社会のニーズに応え続けることが職責を果たすうえで必要とされるが、獣医師に知識や技能を修得させる基礎となる既存の獣医学教育や卒後臨床研修等の体制は十分ではないとの指摘がなされている。

大学における獣医学教育の改善・充実については関係者の積年の課題とされ、教育年限が6年となって約30年が経過した今日もなお、獣医学教育課程が多くの大学で6年制教育導入以前と同様に農学系学部の一学科にすぎないことから、スケールメリットを生かし、時代のニーズに合った国際水準の教育実現には大学の再編整備を視野に入れた抜本的改善が急務であるとして関係者による検討、努力が続けられている。

このことについては、平成20年11月、文部科学省高等教育局に「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議（座長：唐木英明 日本学術会議副会長）」が設置され、検討結果が平成23年5月23日に報告書「「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」意見のとりまとめ」として公表された。この中でも臨床教育の整備充実の必要等現状の教育体制の課題が指摘され、今後の具体的方策として、分野別第三者評価の導入や、診療行為に参加する学生の事前評価について社会的信頼を得る仕組みとしての共用試験の導入等の質保証・臨床教育充実策が盛り込まれた。

一方、獣医師の臨床技術の向上のための大学における参加型臨床実習の必要性について、本会は関係者との連携の下でこれまで様々な政策提言を行ってきたが、農林水産省においては獣医事審議会計画部会での議論を経て、平成22年6月30日付け22消安第1514号において獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為についての獣医師法第17条の規定との関係の基本的考え方とともに、当該行為について無免許獣医業罪が適用されない場合の条件を示し、各大学における教育カリキュラムの中で、それぞれが

定めるガイドラインに従って適切に実施される場合においては獣医学生の飼育動物に対する診療行為が許容されることとされた。今回、獣医師免許を持たない獣医学生が在学中に行う飼育動物に対する診療行為について農林水産省による一定の法令解釈が示されたことに加え、文部科学省による獣医学教育の向かうべき方向性が示されたことから、今後の獣医学教育課程における臨床実習の充実が大いに期待される。

さらに、免許を受けた既卒者に対する卒後臨床研修については、農林水産省小動物獣医療に関する検討会が平成17年7月、「獣医系大学の診療施設だけでは、毎年約500名に及ぶ新規の小動物診療獣医師に対して臨床研修を実施することは難しい」ことから、「一定の基準を満たす民間の診療施設を臨床研修施設として指定することにより、臨床研修を行えるよう体系化すべき」とする報告を取りまとめ、民間の小動物診療施設を指定する際の基準案及び小動物臨床研修目標を提案した。これを受けて平成18年1月、臨床研修を行う診療施設を農林水産大臣が指定する際の基準について小動物診療に関する基準を定める旨が農林水産省消費・安全局長から都道府県知事あてに通知（平成18年1月26日付け17消安第9926号）され、ようやく我が国における小動物診療分野の卒後臨床研修のための民間施設の指定が行われるようになった。

しかしながら、その実効性については必ずしも十分とは言えず、基準が定められた後も約3年間に渡って指定施設がない状態が続いた。この要因のひとつとして、指定基準が現状にそぐわない可能性等が指摘され、本委員会では平成19年7月、委員会報告「小動物臨床職域の現状と課題に対する対応」において、民間施設に臨床研修施設指定の動機付けを行う一方、民間施設の研修施設指定に際しては、行政と獣医師会が十分に連携する等により、研修体制の整備の進展を図るための現実的な施策を講じる必要がある旨提言し、日本獣医師会から農林水産省あてに要請活動等が行われた。農林水産省においても獣医事審議会計画部会においてこの問題が検討され、これらを受けて平成21年2月、指定基準が一部緩和されるとともに、より具体的に定められ（平成21年2月16日付け20消安第11539号）、指定申請の拡大に向けた環境整備が進められたものの、単独型臨床研修施設として平成21年3月に日本動物高度医療センター（神奈川県川崎市）が、協力型臨床研修施設として平成23年3月に動物臨床医学研究所グループ（基幹診療施設：倉吉動物医療センター・山根動物病院（鳥取県倉吉市））がそれぞれ小動物臨床研修施設として指定されたのみであり、全国的な指定施設の拡大には至っていない。

本委員会では小動物臨床分野における卒後臨床研修の円滑な推進に向けた検討を継続し、平成21年7月とりまとめ委員会報告「小動物臨床の質の向上に向

けた提供体制のあり方」において、民間診療施設における小動物臨床研修制度を十分に機能させ、卒後臨床研修の実効確保のため、①行政支援に対する施策提言とともに、②制度の運営支援、③獣医師及び獣医学系大学の連携が必要である旨提言し、関係当局等への提言を行った。

この後、平成 22 年 8 月 31 日、農林水産省が獣医療法第 10 条第 1 項の規定に基づき検討の上公表した、平成 32 年度を目標年度とする「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第 3 次獣医療基本方針）」において、小動物分野における獣医療の確保のため、新規獣医師が実践的な診療技術の修得等を図る機会を増大させることが必要とされ、獣医師の養成と獣医療技術に関する研修体制の体系的な整備が盛り込まれ、「小動物分野の獣医療については、飼育者からは、良質かつ適切な獣医療技術の提供とともに、より高度かつ広範な診療技術の提供と保健衛生指導が要請されており、国民生活における小動物の位置付けの向上等を背景として、この傾向は今後とも継続するものと考えられる。したがって、小動物分野においては、飼育者のニーズに適切に対応した獣医療を提供し得るよう、診療技術の修得体制及び保健衛生指導の充実の促進を図る。」とされた。

今期委員会においては、各地の小動物診療施設において臨床研修を行うための指標となる研修プログラムの策定を目指し、臨床研修モデルカリキュラムの検討を行った。検討に当たっては、獣医学系大学附属家畜診療施設において実施されている研修シラバスを基に、農林水産省の小動物獣医療に関する検討会報告書の内容も踏まえ、大臣指定臨床研修診療施設指定申請にあたり各施設が参考とし得る内容となるよう心がけ、中間報告として標準的獣医師卒後臨床研修プログラム（案）をとりまとめた。また、新卒獣医師が他者の所有する飼育動物の診療を行う上で最低限修得すべき事項に絞ることを念頭に検討を進めた。

一方では、家庭動物の飼育が広く国民に一般化し、家庭における動物飼育の効用が認識されるとともに、動物福祉・愛護についての社会的関心が高揚している中で、いまだに多数の家庭動物が自治体の動物保護管理施設等で殺処分されている現状を踏まえ、考え方と対応についても意見交換を行った。

様々な事情により飼育継続が困難となり、動物を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない方法により行われなければならない、動物に係る高度専門職である獣医師は、その獣医療技術をもって積極的にこの問題に係るべきである。

しかし、日本獣医師会においてこれまでこの問題について十分な議論がなされてきたとはいえ、ようやく本委員会で検討を開始したところである。

本件については、今期委員会においては最終的な結論には至らなかったが、次期委員会に向けた今期委員会からの申し送り事項として、本報告書において

検討の結果を記録にとどめることとする。

## 2 卒後臨床研修の円滑な推進に向けた研修プログラムの在り方 (中間報告)

### (1) 現状と課題

小動物医療における診療の質の向上には獣医師の臨床能力の向上が不可欠であり、そのために体系的な臨床研修体制の整備が急務である。

しかしながら、小動物臨床に関する卒後臨床研修については、先に述べたようにその円滑な推進が図られているとは言い難い状況にある。

農林水産大臣の指定施設に限られており、大学の附属診療施設での研修生受け入れ可能人数にも限度があることから、新卒獣医師にとっての臨床診療技術修得の場はもっぱら民間動物診療施設に委ねられているのが現状である。

委員会における検討では、大臣指定施設が増加しない要因として、研修を受ける側である獣医師と研修を受けさせる側である診療施設の双方を取り巻く環境の整備が不十分であるとされた。特に獣医師、診療施設のいずれもが研修の具体的実施方法や実施によるメリットを理解しにくい状況にあること、農林水産大臣指定施設に要求される水準が大学教育の延長としての専門的臨床教育となっており、現在必要とされている、一次診療にあたり最低限必要とされる能力を身につけさせることを主眼とする実地研修とはやや質を異にしていることなどについて、検討と対策の必要があることが指摘された。

### (2) 今後の対応の方向

実際に大多数の新卒獣医師が各地の動物診療施設において代診等として勤務しつつ診療に必要な技術を修得している現状を踏まえ、まずは小動物臨床獣医師として最低限身に着けておくべき知識・技術を整理した標準的プログラムを各施設で実施することで、質の平準化を図り、獣医療提供の質の向上につなげる必要がある。

以下に今期委員会の中で示された標準的獣医師卒後臨床研修プログラム(案)を示す(山口大学動物医療センター研修シラバスを基に作成)。

【参考】

## 標準的獣医師卒後臨床研修プログラム（案）

### I 小動物臨床における基本的な一般検査・診断手技を理解して実践できる。

#### 1 稟告の聴取と身体検査

- ① 動物のオーナーから既往歴および現病歴に関する十分な稟告を聴取することができる。
- ② 十分な身体検査が実施できる（視診、聴診、触診etc）
- ③ プロブレムリストを作成することにより、次に必要な検査を提起できる。

#### 2 血液検査の実施と結果の解釈

- ① 一般血液検査の結果を解釈でき、可能性のある疾患を考えることができる。
- ② 血液塗抹標本を作成できるとともに、血液像から所見を述べることができる。
- ③ 患畜の症状などから、さらに必要な血液生化学検査を選択・実施し、結果を解釈し、その次に必要な検査を考えることができる。
- ④ 血液免疫学的検査について理解し、それを実施して結果を診断に結びつけることができる。

#### 3 尿検査の実施と結果の解釈

- ① 尿検査のための尿を適切に採取・保存できる。
- ② 検査を実施し、結果の解釈から診断に結びつけることができる。

#### 4 皮膚検査法の実施とその解釈

- ① 皮膚検査を体系的に実施できる。
- ② 検査結果を解釈し、診断に結びつけることができる。

#### 5 内分泌検査法の実施とその解釈

- ① 内分泌疾患の診断に必要な検査を選択し実施できる。
- ② 検査結果を解釈し、診断に結びつけることができる。

#### 6 骨髄穿刺検査の実施とその解釈

- ① 骨髄疾患の診断に必要な骨髄穿刺の手技を取得する。
- ② 骨髄塗抹標本を作成し、骨髄像を評価できる。
- ③ 検査結果を解釈し、診断に結びつけることができる。

## 7 細胞診の実施とその解釈

- ① リンパ節・皮膚の腫瘍・胸水・腹水などの穿刺の手技を取得する。
- ② 細胞診の結果を解釈し、診断に結びつけることができる。

## 8 心電図・心音図検査の実施とその解釈

- ① 聴診から疑われる心疾患を考え、心電図および心音図を正確にとることができる。
- ② 結果を解釈し、診断に結びつけることができる。

## 9 遺伝子検査

- ① 遺伝子検査により診断できる病気について理解し、実施した検査結果を解釈することができる。

## II 小動物臨床に用いられる画像診断技術を理解して実践できる（画像診断・放射線）。

### 1 単純および造影X線撮影法

- ① 身体の部位に応じた適切なX線撮影が実施できる。
- ② 各部位における正常なX線像を理解する。
- ③ 異常なX線陰影・レントゲンサインを指摘することができる。
- ④ 造影検査の意味と手技を理解し、疾患の内容に合わせて適切に応用することができる。

### 2 超音波検査法

- ① 心疾患の診断に必要な心エコー検査が実施でき、診断に結びつけることができる。
- ② 腹部の超音波検査として、腹部の臓器（消化管、肝臓、脾臓、腎臓、泌尿生殖器など）について正しく描出できるとともに、診断に必要な情報を得ることができる。
- ③ 腹腔内の腫瘍性病変に対して、エコーガイド下での生検が実施できる。

### 3 内視鏡検査法（上部消化管、下部消化管、気道）

- ① 消化器疾患の診断に必要な上部消化管（食道、胃、十二指腸）および下部消化管（結腸、直腸）の内視鏡検査の手技を取得する。
- ② 呼吸器疾患の診断に必要な気管気管支内視鏡検査の手技を取得する
- ③ それぞれから診断に必要な組織材料を採取できる。

### 4 X線CT検査

- ① X線CTの基本的撮影原理を理解し、検査適応疾患を適切に判断できる。



- ② 頭部・胸部・腹部などに対して基本的な撮影が実施できる。
- ③ 代表的疾患の画像の特徴を理解し、診断に結びつけることができる。

## 5 MRI 検査

- ① MRI 検査の基本的撮像原理を理解し、検査適応疾患を適切に判断できる。
- ② 脳・脊髄疾患に対して基本的なMRI撮像が実施できる。
- ③ 代表的疾患の画像の特徴を理解し、診断に結びつけることができる。

## Ⅲ 小動物臨床における基本的な治療手段を理解し実践することができる。

### 1 輸液

- ① 輸液法の種類や概要を理解する。
- ② 血液検査の結果あるいは全身状態などを適切に判断し、輸液の適応、あるいは適切な輸液製剤を適切に選択することができる。
- ③ 全身状態に注意しながら、適切な管理の下で輸液を実施することができる。

### 2 輸血

- ① 血液検査の結果あるいは全身状態などを適切に判断し、輸血の適応を判断することができる。
- ② クロスマッチテストの意義を理解し、効率よく実施することができる。
- ③ 全身状態に注意しながら、適切な管理の下で輸血を実施することができる。

### 3 投薬

- ① 投薬法の基本を理解する。
- ② 主作用と副作用に関して、主立った治療薬の特徴を理解する。
- ③ 症例の疾患と状況に合わせた、適切な薬剤の選択を行うことができる。

### 4 麻酔・鎮静・鎮痛

- ① 症例の一般状態を考慮した適切な麻酔導入薬と麻酔薬を選択できる。
- ② 円滑な麻酔導入と気管挿管ができる。
- ③ 麻酔中の各種モニターの意義を理解し、それぞれの安定した維持において適切な対処が行える。
- ④ 外科手術や麻酔下での検査において、安定した麻酔管理を行うことができる。
- ⑤ 適切な鎮痛薬を選択でき、十分な疼痛管理を行うことができる。

## 5 救急処置

- ① 一般的な救急治療薬の種類と使用法を理解する。
- ② 心肺蘇生法の基本技術を理解し、実践できる。

## 6 外科手術

- ① 滅菌法、無菌操作などの一般的な外科手術に必要な手段・手技を理解する。
- ② 外科手術の適応症を適切に判断できる。
- ③ 簡単な外科手術を実施することができる（体表の腫瘍切除術、去勢術、子宮卵巣全摘出術、片側乳腺全摘出術etc.）

## IV 小動物臨床における神経疾患の概要について理解する（脳神経科）。

### 1 神経系疾患に対する診断手順を理解する。

- ① 神経疾患に対する系統だった診断手順を理解する。
- ② 神経学的検査に基づく神経的な障害部位を推定できる。
- ③ X線CTとMRIを操作し、基本的な画像を読影することができる。

### 2 神経疾患における予後推定とインフォームドコンセントを行うことができる。

- ① 各種神経疾患の内容を理解し、一般的な予後を理解する。
- ② 各種神経疾患に対する代表的な治療法を理解し、症例の状況に合わせて適切な治療法を選択することができる。
- ③ 考えられる治療法と推定される予後を基にして、オーナーに十分なインフォームドコンセントを実施することができる。

### 3 以下の代表的な神経疾患の臨床的特徴や治療法を理解する。

- ① 脳疾患（水頭症、髄膜脳炎（感染性、非感染性）、脳腫瘍、外傷 etc.）
- ② 脊髄疾患（先天異常、環軸関節亜脱臼、ウォブラー症候群、椎間板ヘルニア、脊髄腫瘍、脊髄空洞症、椎間板脊髄炎、馬尾症候群、外傷 etc.）

## V 小動物臨床における腫瘍性疾患の概要について理解する（腫瘍外科・腫瘍内科）。

### 1 腫瘍性疾患に対する系統だった診断手順を理解する。

- ① 臨床経過についてオーナーから十分な病歴を聴取できる。
- ② 腫瘍の存在部位や可動性、所属リンパ節などの触診に関する基本的事項を理解する。
- ③ 細胞診を適切に実施することができる。
- ④ 特徴的な腫瘍細胞の細胞形態について理解する。

- ⑤ コア生検を実施できる。
- ⑥ 腫瘍性疾患に対する一般的な画像診断手技を理解する
- ⑦ 腫瘍性疾患の種類によってCTやMRIなどの適切な画像診断手技を選択できる。

2 腫瘍性疾患における予後推定とインフォームドコンセントを行うことができる。

- ① 代表的な腫瘍性疾患の内容を理解し、一般的な予後を理解する。
- ② 代表的な腫瘍性疾患に対する代表的な治療法を理解する（外科手術、放射線治療、化学療法）
- ③ 腫瘍性疾患の種類と状況に合わせて適切な治療法を選択する。
- ④ 考えられる治療法と推定される予後を基にして、オーナーに十分なインフォームドコンセントを実施する。

3 以下の代表的な腫瘍性疾患の臨床的特徴や治療法を理解する。

リンパ腫、白血病、血管肉腫（脾臓）、口腔内腫瘍、消化管腫瘍、肝臓腫瘍、泌尿器系腫瘍、鼻腔内腫瘍、肺腫瘍、骨肉腫、軟骨肉腫、脳腫瘍、脊髄腫瘍、肥満細胞腫、皮膚腫瘍 etc.

VI 小動物臨床におけるその他の重要な疾患の概要について理解する。

1 以下の代表的な臓器別・部位別の疾患の概要を理解し、適切な診断法と治療法が実施できる

2 以下の各疾患について、飼主に対して診断結果に基づき的確なインフォームドコンセントを行い、今後の治療スケジュールおよび予後の情報を与えることができる。

① 循環器疾患

- ・ 先天性心疾患（動脈管開存症、肺動脈弁狭窄症、大動脈弁下部狭窄症、心室中隔欠損症、心房中隔欠損症、僧帽弁形成不全症、三尖弁形成不全症、ファロー四徴症、アイゼンメンジャー症候群、血管輪の異常など）
- ・ 後天性心疾患（弁膜疾患、心筋症、犬糸状虫症など）

② 呼吸器疾患

- ・ 鼻腔・咽頭・喉頭の疾患（上部気道感染症、短頭種症候群など）、
- ・ 気管気管支・肺疾患（気管支炎、気管虚脱、喘息、肺炎、肺水腫など）、
- ・ 胸腔および縦隔の疾患（気胸、胸水など）

③ 消化器疾患

- ・ 口腔の疾患（口内炎、歯肉炎など）、

- ・ 胃腸の疾患（胃炎、胃内異物、胃排出障害、胃潰瘍、腸炎、蛋白漏出性腸症、消化管通過障害（異物，閉塞，穿孔など）腹膜炎、巨大結腸など）
  - ・ 肝臓・胆道系の疾患（肝炎、肝線維症、門脈体循環シャント、胆管肝炎、肝リピドーシス、肝不全など）
  - ・ 膵外分泌疾患（膵炎、膵外分泌不全）
- ④ 泌尿・生殖器疾患：
- ・ 泌尿器の疾患（腎不全、糸球体腎症、異所性尿管、尿路感染症、尿石症、排尿障害など）
  - ・ 生殖器疾患の疾患（子宮蓄膿症、前立腺過形成、前立腺嚢胞、精巣・精巣上体炎など）
- ⑤ 内分泌疾患
- ・ 視床下部・下垂体の疾患（下垂体依存性副腎皮質機能亢進症、尿崩症など）
  - ・ 甲状腺・上皮小体の疾患（甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、上皮小体機能亢進症など）
  - ・ 副腎の疾患（副腎皮質機能亢進症、副腎皮質機能低下症など）
  - ・ 膵内分泌の疾患（糖尿病など）
- ⑥ 血液免疫系疾患
- ・ 血液疾患（貧血を呈する疾患、多血症、止血異常など）
  - ・ 免疫介在性疾患（免疫介在性血液疾患、免疫介在性皮膚疾患など）
- ⑦ 運動器疾患
- ・ 骨疾患（汎骨炎などの成長期骨疾患、骨折など）、
  - ・ 関節疾患（股関節形成不全、股関節脱臼、レッグペルテス病、前十字靭帯断裂、膝蓋骨脱臼、離断性骨軟骨症、肘突起形成不全、内側鉤状突起離断、関節リウマなど）
  - ・ 筋疾患（筋炎、重症筋無力症など）
- ⑧ 皮膚疾患
- ・ 外部寄生虫皮膚疾患
  - ・ 細菌性皮膚疾患
  - ・ 真菌性皮膚疾患
  - ・ アレルギー性皮膚疾患
- ⑨ 感染症
- ・ 細菌感染症
  - ・ 真菌感染症
  - ・ ウイルス感染症

- ・ リケッチア感染症
- ・ 原虫感染症など

### 3 小動物臨床における安楽死処置の在り方 (申し送り事項)

#### (1) 現状と課題

犬猫の飼育頭数が 2,147 万頭あまりと推計 (2010 年現在、ペットフード協会調べ。)される今日、家庭動物の飼育は国民になじみ深いものとなり、動物を家族の大切な一員として考える飼育者が増加してきているとされている。

一方、様々な事情から自治体に引き取られ、殺処分される犬・猫も依然として多く、平成 20 年度に自治体により殺処分された犬・猫の頭数は 276,212 頭 (環境省調べ)にのぼる。

飼育者責任意識の向上や譲渡に向けた取り組み等、殺処分頭数を減らすための活動が各地で進められている一方、自治体への引き取り依頼を行わずに自ら飼育者責任を全うしようと動物診療施設を訪れ、やむを得ない事情を説明して殺処분을依頼したにもかかわらず、獣医師から処置を断られ、行き場を失って自治体に引き取りを依頼する例も存在している。重篤な傷病を負った動物に対する診療の一環として行われる安楽死処置と同様に、飼育者都合により飼育の継続が困難になった動物に対する安楽死処置についても、動物にできる限り苦痛を与えないことを前提に麻酔薬の注射などの獣医療行為を伴うことから、安楽死処置は当然獣医師により行われるべきものである。したがって獣医師は、飼育者都合による安楽死処置に関する相談に対しても獣医師法に定められた応召の義務のひとつとして応じる必要がある。

しかしながら、多くの場合、獣医師個人の感情的な理由から飼育者都合による安楽死処置は行われていないのが現状である。

#### (2) 今後の対応の方向

獣医師個人としての思想・信条は全く自由であるが、そうした理由から安楽死処置を拒否することは、診療の拒否にあたる。飼育者の責任で行う安楽死処置を獣医療行為として行うことは獣医師の職務である。一方、処置を行うための要件等、細部についてはこれまで関係者による議論が必ずしも十分行われてきたとは言えない。

まずは、以下の項目について十分に検討し、獣医師会としての考え方を示す

ことが必要である。

ア 「家庭動物にできる限り苦痛を与えずに殺処分する処置」を示す呼称の検討  
環境省「動物の殺処分方法に関する指針」では「殺処分」、日本獣医師会「小動物医療の指針」では「安楽死」、日本獣医師会「野生動物委員会報告」では「安楽殺処分」とされている呼称の小動物分野における統一が必要。

イ 処置が許容される条件の検討

動物側の条件と飼育者側の条件の双方について検討することが必要。

ウ 処置の方法の検討

推奨される方法と推奨はされないが許容される方法と許容される条件について検討することが必要。

エ 飼育者に対する説明と配慮の検討

処置前の飼い主に対する説明、処置に当たっての飼い主に対する配慮、処置後の飼い主に対する配慮について検討が必要。

## 4 さ い ご に

本委員会における検討については、中間報告として以下の各内容を次期小動物臨床委員会に引き継ぐこととする。

### (1) 獣医師卒後臨床研修プログラムの在り方に関する事項

ア 標準的獣医師卒後臨床研修プログラム(案)を基に、現場において実効性の高い研修プログラムを整備することとし、これを参考に各研修施設において実行可能かつ効果的なカリキュラムを策定する。

イ 単独型臨床研修施設としての指定申請に加え、各地で中核的な役割を果たしている診療施設の連携を促して協力型臨床研修施設として指定申請をバックアップする等、大臣指定卒後臨床研修施設数の拡大に向けた方策を継続的に検討・実施する。

### (2) 小動物臨床における安楽殺処置の在り方に関する事項

今期の検討を踏まえ、より具体的な検討を実施する。

## 小動物臨床部会 小動物臨床委員会委員

委員長	細井戸大成	日本獣医師会理事（小動物臨床部会長）
副委員長	西間 久高	北九州市獣医師会会長
	大草 潔	仙台市獣医師会副会長
	鎌倉 啓次	広島県獣医師会（鎌倉総合動物病院院長）
	川田 睦	大阪市獣医師会（株式会社ネオ・ベッツ取締役・VRセンター長）
	木俣 新	日本動物病院福祉協会理事
	佐野 明彦	高知県獣医師会理事（佐野獣医科病院副院長）
	中市 統三	山口大学農学部教授
	樋口 雅仁	大分県獣医師会副会長
	藤井 康一	横浜市獣医師会（藤井動物病院院長）
	山本 雅昭	北海道獣医師会理事
	吉永 祐二	愛知県獣医師会専務理事